

岩手県監査委員告示第19号

監査結果の公表（平成22年岩手県監査委員告示第43号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年 5月13日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
 岩手県監査委員 樋下 正信
 岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 監査対象機関名 盛岡広域振興局県税部

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年 7月27日

イ 本監査実施日 平成22年 8月25日

（3） 監査結果の公表の日 平成22年10月 8日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
歳入歳出外現金の調定に当たり、調定していないものが1件、42,300円、所属年度を誤っているものが17件、842,472円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	県税の債権代位取立金の収納に係る調定について、作成していなかった調定票については調定票を作成し、所属年度を誤っていた調定票については、正しい所属年度に修正した。 今後は、課内のチェックを二重にし、再発防止に努めることとした。
通勤手当及び特殊勤務手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、4,650円、少なく支給しているものが2件、33,853円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた通勤手当については平成22年 8月10日に納入通知書を発し、同月24日に返納させ、支給すべき金額より少なく支給していた特殊勤務手当については同月16日及び25日に支給した。 今後は、課内のチェックを二重にし、再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 県南広域振興局土木部

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年 7月14日及び同月15日

イ 本監査実施日 平成22年 8月25日

（3） 監査結果の公表の日 平成22年10月 8日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
県営建設工事の執行に当たり、事前の調査が不十分であったため着工直後に工事中止しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	今後は、事前審査会の場を活用し、工事施工箇所 の状況も審査対象として十分な確認を行い、適正な執行に努めることとした。

3（1） 監査対象機関名 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年 6月15日及び同月16日

イ 本監査実施日 平成22年 8月18日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年10月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
建設業許可申請手数料に係る収入証紙収納額報告に当たり、報告すべき金額より少なく報告しているものが1件、90,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	証紙収納額については、修正報告済であり、今後は、適正な執行に努める。